みなして法第十六条の六第二項の規定を適用した場合に同項の厚生労働大臣が定める率を乗ずることとなる場合にあつては、その額に当該厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額）の合計額を控除した額

（児童福祉法施行規則の一部改正）

**第四条**　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第七条の五**　令第二十二条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。<br>一～八　（略）<br>九　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付、複数事業労働者障害給付及び障害給付<br>十～十二　（略） | **第七条の五**　令第二十二条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。<br>一～八　（略）<br>九　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付<br>十～十二　（略） |
| **第十八条の四十四**　令第二十五条の十三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。<br>一～八　（略）<br>九　労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付、複数事業労働者障害給付及び障害給付<br>十～十二　（略） | **第十八条の四十四**　令第二十五条の十三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。<br>一～八　（略）<br>九　労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付及び障害給付<br>十～十二　（略） |
| **第二十五条の二十四の三**　令第二十七条の十三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。<br>一～八　（略）<br>九　労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付、複数事業労働者障害給付及び障害給付<br>十～十二　（略） | **第二十五条の二十四の三**　令第二十七条の十三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。<br>一～八　（略）<br>九　労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付及び障害給付<br>十～十二　（略） |

（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正）

**第五条**　保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）の1及び様式第一号（二）の1中「業務災害」の下に「、複数業務要因災害」を加える。

（児童扶養手当法施行規則の一部改正）

**第六条**　児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （令第六条の三第二項第二号及び第六条の四第二項第二号の厚生労働省令で定める額）<br>**第二十四条の四**　令第六条の三第二項第二号及び第六条の四第二項第二号の厚生労働省令で定める額は、次の表の上欄に掲げる規定によりその支給を停止された同表の中欄に掲げる給付について、当該給付の全額とする。ただし、同表の下欄に掲げる一時金が支給されたときは、その支給された月後最初の同表の中欄に掲げる給付の支払期月から一年を経過した月以後については、同表の中欄に掲げる給付の額を、百分の五にその経過した年数（当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額とする。 | （令第六条の三第二項第二号及び第六条の四第二項第二号の厚生労働省令で定める額）<br>**第二十四条の四**　令第六条の三第二項第二号及び第六条の四第二項第二号の厚生労働省令で定める額は、次の表の上欄に掲げる規定によりその支給を停止された同表の中欄に掲げる給付について、当該給付の全額とする。ただし、同表の下欄に掲げる一時金が支給されたときは、その支給された月後最初の同表の中欄に掲げる給付の支払期月から一年を経過した月以後については、同表の中欄に掲げる給付の額を、百分の五にその経過した年数（当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額とする。 |
| （略）　（略）　（略） | （略）　（略）　（略） |